

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成29年9月30日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市中京区西ノ京家本町11番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 公益社団法人京都保健会 理事長 吉中丈志 電話075-813-5901					
主たる業種	細分類番号 8 3 1 1						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の温室効果ガス排出量を5%以上削減する。						
計画を推進するための体制	理事長を本部長とする省エネ推進本部において、平成28年度の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,263.6 トン	4,073.6 トン	3,990.7 トン	3,947.3 トン	-6.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,157.3 トン	4,073.6 トン	3,990.7 トン	3,947.3 トン	-3.7 パーセント	
目標の根拠		環境マネジメントのPDCAサイクルを活かし削減に取り組む。 老朽施設は順次建て替え等実施し、効率的なエネルギー利用とする。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 (延床面積/100)	1.73	1.66	1.62	1.60	-5.97 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠							
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		5.0 セント	5.0 セント	5.0 セント	5.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	施設等の更新に努め、目標を達成する。					
	(30)年度	施設等の更新に努め、目標を達成する。					
	(31)年度	施設等の更新に努め、目標を達成する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	エコ出勤（マイカー出勤を控える）等を奨励し、医療従事者として健康と環境を結び付けられるように意識化する。					
	上記の措置を採用する理由	意識付けを行い行動目標として組織構成員への自覚を促す。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	異常気象の頻発は、地球温暖化抑制が差し迫った課題であることを示しています。原発にたよらず、再生可能エネルギーの普及、浪費的経済活動の掃、低エネルギー社会を実現させることが必要です。当法人はそのため、省エネ・再生可能エネルギー利用に努め、温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化抑制に寄与します。						
特記事項	代表者の変更：2017年6月17日 三浦次郎 ⇒ 吉中丈志						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。